

## 日ごろの防災への備えを再確認

# 防災訓練に参加しましょう！

9月1日(日)「防災の日」に、大地震を想定した防災訓練を実施します。

当日は、8時に防災行政無線により、訓練用の「緊急地震速報」を放送しますので、あらかじめご承知おきください。

いつ起こるかわからない自然災害から、被害を最小限に食い止める(=減災)ため、「みんなのまちはみんなで守る」を合言葉に、お住まいの地区の訓練に、積極的に参加しましょう。



### ■訓練内容

- ①「休日の朝に大地震が発生した」ことを想定し、自主防災組織(地区)ごとに訓練を実施します。訓練の内容は、下表「自主防災組織訓練プログラム」の中から地域の実情により選択し、実施することとしています。  
※災害発生直後の初期の行動や、応急対応などを想定しておりますので、お住まいの地区の訓練に参加しましょう。
- ②発災後における各地区と、市災害対策本部との情報伝達訓練を実施します。  
各地区長からの住民の避難状況や被災状況の報告など、情報の発信・受信の訓練です。

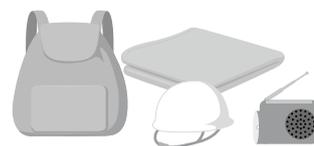
### ■自主防災組織の訓練プログラム

市では、地域の自主的な防災・減災活動が実施できるよう訓練プログラムを見直しています。

区分	種別	番号	訓練プログラム	訓練内容
地域 (自主防災組織)	初動	1	初動規定の作成・改定	地域内初動規定の作成または改訂
		2	一時避難場所集合	率先避難、一人暮らし要援護者への共助
		3	避難誘導	指定避難場所・指定避難所等への誘導
		4	住民安否確認	避難者の受付と安否確認情報の集約
		5	建物安全確認	指定避難場所・避難所の建物の安全確認
		6	ケガ人の応急手当	AED・止血・骨折・搬送等
		7	要援護者優先措置	妊婦・乳幼児・要介護支援者等の優先処置
		8	消火訓練	消火訓練や消火栓からの放水訓練
		9	ハザードマップの活用	自主避難時等の適切な避難所、避難路の確認
	応急	1	生活環境の整備	トイレ・テント・燃料等の確保
		2	施設内トイレの利用	ビニールと凝固剤による利用法
		3	飲食物の確保と配給	水や食料の確保と配給
		4	要援護者生活支援	応急的支援、指定福祉避難所への移送
		5	避難者への情報伝達	掲示板、伝言板の設置と直接伝達
		6	地域の保安警護	避難後の地域の見回り
		7	宿泊体験	上下水道、電気の停止を想定した宿泊体験
	8	炊き出し訓練	炊き出し用具、材料の確保の準備訓練	

※お住まいの地区によっては、9月1日とは別の日に訓練を行う場合もありますので、地区内で日程を確認していただけますようお願いいたします。

■お問い合わせ 総務課防災交通担当 (内線 339・399)





**災害時の  
情報収集にラジオも  
活用してください**

本市とエフエム八ヶ岳（NPO法人八ヶ岳コミュニティ放送運営）との間で、災害が発生した場合や発生が見込まれる場合の情報提供手段の一つとして、市がFM電波を利用して、災害発生予想情報や緊急避難情報などを優先的に放送することができ、「災害

**知っておこう！  
土砂災害警戒区域**

土砂災害とは  
①土石流  
②地すべり  
③急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）の3つの災害を言い、県が調査を行い、市民の皆さまの生命・身体に危害が生じる恐れがあると認められる区域（土砂災害警戒区域）を指定したものです。（※注1）

時における放送要請に関する協定」を結びました。  
ご家庭のラジオやカーラジオで聞くことが出来ますので、防災行政無線と併せて活用してください。

**ラジオ局 エフエム八ヶ岳  
周波数 82.2メガヘルツ**

■お問い合わせ  
総務課防災交通担当  
（内線3339・3399）

**8月30日より  
特別警報が始まります**

気象庁は、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、特別警報を発表します。特別警報が発表されたら、ただちに命を守る行動をとってください。

■特別警報とは  
警報の発表基準をはるかに超える現象に対して、特別警報を発表します。

（例）

- ・「東日本大震災」における津波（2011年）
- ・「平成23年台風第15号」による豪雨（2011年）
- ・三宅島の噴火（2000年）

■特別警報が発表されたら  
避難所に避難するか、すでに外出することが危険な場合は、家の中の安全な場所に留まるなど、身を守るために最善を尽くしてください。

■お問い合わせ  
気象庁甲府地方気象台  
防災業務課

☎055122219101

現在、韮崎市では、134箇所が指定されています。6月から出水期に入りますので、4月末に配布した「土砂災害（洪水）ハザードマップ」（※注2）で、自宅や職場が警戒区域内にあるか、どのような土砂災害があるか、どの程度の浸水の可能性があるかを確認することも、避難所の場所や避難経路の確認もしましょう。また、防災訓練時において、

※注2 「ハザードマップ」は市ホームページでもご覧いただけます。

■お問い合わせ  
建設課管理担当  
（内線246・247）

**環境課  
よりお知らせ**

**生ごみを捨てる前に  
ひと絞りにしてありますか？**

生ごみの約80パーセントは水分でできており、可燃ごみの約4割を占めています。生ごみを捨てる前にひと絞りして、水切りをしましょう。水切りすることで臭いの発生も防げますので、「捨てる前のひと絞り」にご協力をお願いします。

また、生ごみの中に、食べ残しや手付かずで捨てる食材が入っていませんか？

- ①食事を作るときは食べられる分だけ作る。
  - ②食材を買うときは献立の計画を立てて必要以上のものは買わない。
- 生ごみの減量は「もったいない」がスタートです。生ご



みの捨てる方をもう一度見直してみよう！

市では、家庭用の生ごみ処理機の購入補助（購入費の1/2上限25,000円）を行っておりますので、ホームページをご覧ください。環境政策担当までお問い合わせください。

**あなたの土地、きちんと管理していますか？！**

市内のあちらこちらで、雑草等が繁茂し、荒れてしまっている土地（空地等）を見かけることがあります。

こうした土地は、近隣者への迷惑になることはもとより、害虫の発生原因になります。

また、土地が荒れてしまっていること、ごみの不法投棄の原因にもなります。

あなたが所有している土地の管理は、あなたの責任です！適正な土地の管理を行い、住み良いまちづくりに心がけましょう！

■お問い合わせ  
環境課環境政策担当  
（内線131・132）